

# 障害学生支援室だより

第2号 2024年10月

みなさん、今年度も半年が過ぎ、後期になりましたね。

本学には、障害等の理由で就学上の悩みや困りごとなどのある学生をサポートする場所があります！

それが、障害学生支援室です。

いきなりですが、みなさんは、「合理的配慮」という言葉を聞いたことはあるでしょうか。障害のある学生への修学支援として提供される支援なのですが、普段聞くことは少ない言葉かもしれません。

そこで今回は、合理的配慮についてご紹介したいと思います。

## ○合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、過重な負担を課さないものを言います。

（国立大学法人電気通信大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 第2条 第4号）

合理的配慮は、障害のある学生も大学で他の学生と同じように学ぶことができるよう、障害や特性に応じて行う配慮です。



## ○合理的配慮の例

下記は、学生からの申請に対して、合理的配慮として認められた申請内容の一部です。

申請については、障害学生支援室までご相談ください。

### 聴覚障害

- ロジャー（補聴援助システム）の使用許可

### 精神障害（社交不安症など）

- 座席の出入り口付近への配置

### 身体障害（肢体不自由など）

- 板書を写真撮影する許可
- 車いすで授業を受けられるような環境整備
- 試験時間の延長
- 解答用紙の拡大

### 発達障害（自閉スペクトラム症など）

- 授業を録音する許可
- 連絡事項の文章による明示
- 板書を写真撮影する許可
- 別室での試験の受講
- 座席の出入り口付近への配置

## ○合理的配慮の提供は法的義務

合理的配慮は障害者差別解消法に基づき、「合理的配慮の不提供」は法律違反となります。そのため、過重な負担でないか、本来の業務に付随しているか、根拠があるか、などを丁寧に検討する必要があります。電通大では、申請のあった内容を学内で検討し、提供の可否の判断をしています。合理的配慮は、法律に基づいて一定の基準を満たす支援内容のみを提供するため、提供できる支援に限りがあります。

また、合理的配慮は、基本的には授業内での配慮であり、長期休みの期間や課外活動（部活動やサークル活動）での配慮は対象外となります。



## 合理的配慮の提供を行う上で重要な「建設的対話」

- 「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。
- 合理的配慮では、学生が希望する支援内容を全て提供できるわけではないため、中には合理的配慮としては認められない支援内容もあります。しかし、提供できない支援内容であっても、その学生にとっては必要な配慮や支援であると思います。そのため、「合理的配慮としては認められません」で終わらせるのではなく、そこから建設的対話を行い、双方にとってある程度納得のできる支援の形に持っていくことが大事とされています。

## 障害学生支援室の予約方法

障害学生支援室では、専門のコーディネーターが相談に応じています。

どんな支援を受けられるのかな、自分でも受けられるのかな、と思う方もいらっしゃるかも知れませんが、気になることがあれば、まずは相談してみてください。

### \* 予約方法

窓口：B棟1階 学生サポートルーム

Tel：042-443-5084

Mail：[shien@office.uec.ac.jp](mailto:shien@office.uec.ac.jp)

### \* 開室時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

